

酒酔い自転車運転者に対する免停処分の概要

酒酔い運転者として 運転免許行政処分

対象者

運転免許保有者

- ・酒酔い運転
- ・酒酔い運転による人身交通事故

※ 酒酔い運転とは、アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で車両等を運転することをいう。

要件

- ・ 飲酒運転等の違反・行政処分歴などを踏まえ
- ・ 規範意識が低く、今後、自動車等の飲酒運転を行うおそれの高い者

結果

総合的な判断

危険性帯有として 30日～180日の免停処分

※ 危険性帯有とは、免許を受けた者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあることをいう。

- ・ 道路交通法第103条第1項第8号
- ・ 道路交通法施行令第38条第5項第2号ハ